

第3回 認知症最新知見と後見制度

1. 認知症による財産凍結のリスク
2. 困った事例
3. 成年後見制度
4. 元気なうちにできる対策【現金編】【保険・不動産編】
5. 家族信託・任意後見契約
6. 地域包括制度
7. まとめ

講座のゴール

誰もがなる可能性のある認知症



- ✓ 認知症になるとできなくなることを知る
- ✓ 認知症になる前にやるべきことを知る
- ✓ 認知症対策に効果のある制度や特徴を知る

自分事として、取り組むべきことを把握できるようになる

あなたの代わりに〇〇をお願いできる人はいますか？

住まいの管理・家賃の支払い

☐ いる ☐ いない

日常生活に関わるお金の支払いや管理

☐ いる ☐ いない

誤って購入した商品や定期購買品の返品

☐ いる ☐ いない

スマートフォンやインターネットの契約や解約

☐ いる ☐ いない

銀行口座の解約や金融取引を停止する

☐ いる ☐ いない

長い人生、いつかは自分で決めることが難しくなる時がきます。
とくにお金に関わることは、誰にでも頼めることではありません。
身近で支えてくれる「あなたのチーム」を作っておくことが大切です。



1. 認知症による「財産凍結」のリスク

認知症になると正常な判断能力がない = 契約行為はできない
本人の財産を守るために凍結されます



認知症になっても役所から銀行に連絡
がいくわけではありません

預貯金・・・本人であっても家族であっても、お金をおろせない、解約できない
(2021年2月成年後見人以外の親族でも認知症本人の名義預金を引き出してもよいという新指針・・・一定の条件が必要)
不動産・・・売買、賃貸契約ができない

2. 認知症で起こるお金の困った事例

ケース1 夫の口座凍結、妻の生活費不足



ケース2 自宅売却できず、施設入居困難



ケース3 相続手続きストップ、遺産フリーズ



ケース4 不動産売却も不確実、成年後見人の壁



3. 成年後見制度

認知症になってしまったら、基本的に財産は動かすことができません
どうしてもという場合は**成年後見制度**（法定後見）を使います

成年後見制度とは・・・

認知症、知的障害、精神障害などの理由で物事を判断する
能力が十分ではない方（本人）を保護し、支援する制度

財産の管理を第三者に任せる方法

「成年後見人」が財産の管理や契約行為を行う。

「成年後見人」は家庭裁判所が選びます

何か起きてからでは遅い！ 元気な今のうちに備えましょう！

参考図書



- ・本人の為だけにあたる行為にしか預金の出金はできない。
- ・家族と行く旅行や食事代は却下された例などの悲劇事例が書いてあります。

**原則として本人が死亡するまで任務が継続
→費用がかかり続ける**

成年後見制度が役に立った事例

事例でみる成年後見制度

Aさんの状況 アルツハイマー病
申立人 妻
成年後見人 申立人

Aさんは5年ほど前から物忘れがひどくなり、駅から自宅への帰り道がわからなくなるなど、1人で外出をすることができなくなりました。その症状は重くなる一方で、家の中でも家族の判別がつかないほどです。回復の見込みもないため、2年前から入院しています。

ある日、Aさんの弟が突然事故で亡くなり、Aさんが弟の財産を相続することになりました。ところが弟は負債しか遺しておらず、困ったAさんの妻が相続放棄のために、後見開始の

審判を申し立てました。

家庭裁判所の審理を経て、Aさんについて後見が開始され、夫の財産管理や身上監護をこれまで事実上担ってきた妻が成年後見人に選任されました。そして妻はAさんに代わり、相続放棄の手続きをしました。

【解説】本来、相続放棄の手続きは、相続発生を知ったときから3カ月以内に本人が行わなければならない、もし申し出なければ、負債も含めて相続することになる。このケースでは、成年後見制度を利用することによって、期限内に相続放棄の手続きを行い、Aさんに債務返済の義務が生じる事態を回避できた。

※事例は「成年後見制度～成年後見登記制度～」(法務省ホームページ)より再構成

参考)
2026年6月17日
改正民法成立
↓
実際の施行は2028頃の予定

改正民法のポイント	
現行制度と課題	見直しの方向性
▼成年後見制度	
自己決定権を過度に制限	遺産分割など特定の行為に絞れるように
判断能力が回復しないと終了できない	利用を継続する必要がなくなれば終了できる
▼遺言制度	
原則として手書きと押印が必要	パソコンなどで作成、データでの保存が可能に

利用者の決定権を過度に制限しているとの指摘が出ていた。長期にわたると金銭的な負担がかさむ点も課題だった。

成年後見制度は2000年に認知症患者や知的障害者など判断能力が不十分な人に代わり、預貯金管理や契約を支援する仕組みとして始まった。成年後見人には親族や弁護士、司法書士らが就く。本人の判断能力に即して、保護の必要性が高い順に「後見」「保佐」「補助」の3段階がある。改正後は「補助」に一本化する。補助人は利用者の状況に沿って遺産分割や不動産売却といった特定の行為に限って支援できるようにする。面談に出向かないなどの理由があれば交代できるようになる。

成年後見の利用者は24年12月時点でおよそ25万人にとどまる。高齢化が進行する社会状況を踏まえ、使い勝手の悪さを改善して利用しやすくする。

改正民法は遺言をパソコンなどで作成できる「デジタル遺言書」の導入も盛り込んだ。手書きに比べ、修正や追記が容易になる。デジタルデータで保管できれば紛失のリスクを軽減できる。

辺野古新区域で土砂投入
防衛省、大浦湾で
防衛省は17日、米軍普天間基地（沖縄県宜野湾市）の移設先、名護市辺野古の東側にある大浦湾の新たな区域で土砂投入を始めた。2025年11月に投入を開始した場所の隣で、護岸で囲まれた海域。9月の沖縄県知事選を前に、政府は工事進展をアピールしたい考えだ。移設に反対する県民の反発が予想される。

島サミット、横浜で来夏
官房長官
本原総官房長官は17日の記者会見で、日本と太平洋の島しょ国・地域による太平洋・島サミットを2027年夏ごろに横浜で開くと発表した。同時期に横浜市で開かれる国際園芸博覧会との相乗効果に期待を示した。

成年後見、終了可能に

改正民法成立 行為限定も認める

判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度を見直す改正民法が17日の参院本会議で可決・成立した。当事者の状況にあわせ、途中での利用終了や、遺産分割など特定の行為に限った支援ができるような制度を改める。家庭裁判所が認めれば制度の利用を途中で終えられる規定を新設する。年に1回補助人が家裁へ状況報告することを義務付ける。従来は一度利用を始めると判断能力が回復するまでやめられない事実上の終身制だった。

利用者の決定権を過度に制限しているとの指摘が出ていた。長期にわたると金銭的な負担がかさむ点も課題だった。

成年後見制度は2000年に認知症患者や知的障害者など判断能力が不十分な人に代わり、預貯金管理や契約を支援する仕組みとして始まった。成年後見人には親族や弁護士、司法書士らが就く。本人の判断能力に即して、保護の必要性が高い順に「後見」「保佐」「補助」の3段階がある。改正後は「補助」に一本化する。補助人は利用者の状況に沿って遺産分割や不動産売却といった特定の行為に限って支援できるようにする。面談に出向かないなどの理由があれば交代できるようになる。

成年後見の利用者は24年12月時点でおよそ25万人にとどまる。高齢化が進行する社会状況を踏まえ、使い勝手の悪さを改善して利用しやすくする。

4. 「元気な今のうち」にできる対策 現金編①

財産について日ごろから家族とよく話をしておく

- ・どこの銀行に口座があるのか聞いておく
- ・銀行口座数を整理して減らしておく
- ・年金受取口座と生活費引き落とし口座を同じにしておく
- ・代理人キャッシュカードを作る（注：口座凍結されると使えなくなる）
- ・代理人指名手続、代理人予約サービス（銀行、証券会社）

簡単で費用はかからないが、個人への信用度に依存するものもある

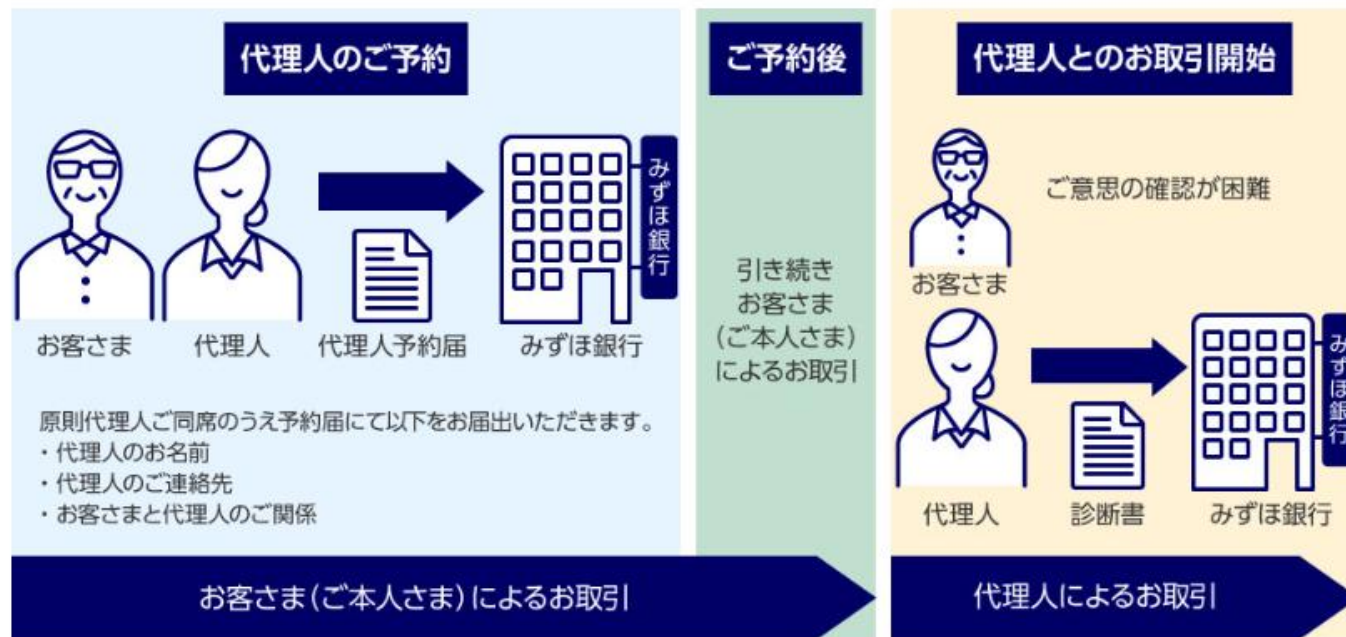
参考) 代理人指名、代理人予約サービス

銀行名	手続名	いつから	何ができる？
三井住友銀行	代理人指名手続	手続後、すぐに代理人が出金可能	出金のみ
みずほ銀行 三菱UFJ銀行	代理人予約サービス	認知症になって診断書を提出してから	出金以外に有価証券の売却、解約もできる

無料で利用できますが、金融機関によって手続に必要な書類や代理人同席の有無などが違いますので詳細は取引銀行でご確認ください

みずほ銀行の場合

お取引の流れ



「元気な今のうち」にできる対策 現金編②

- ・子供名義の「**預り金口座**」で管理
子供名義の預り金用の口座を開設
親から預かる現金を入金
覚書を作成
介護など親の為に出金→出金明細は必ず保管管理
親の死亡時に預り金の残額は相続財産に
- ・信託銀行の**金銭信託商品**を利用する
三井住友信託銀行 「100年パスポート」
三菱UFJ信託銀行 「つかえて安心」
費用はかかるが財産管理を関係者全員で共有できる

2025.4.1情報アップデート 預金口座付番制度

令和7年
4月1日
開始!

デジタル庁
Digital Agency

相続時や災害時の手続きが楽になる

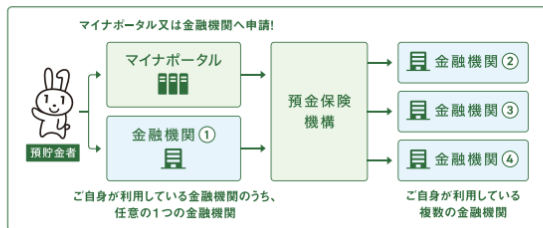
口座管理法制度

って知っていますか?

口座管理法制度でできること

本人同意を前提とし、一度に複数の金融機関へマイナンバーを届け出ることや、相続時又は災害時に口座情報を確認できるようになります。

- 1 複数の金融機関を利用していても大丈夫です!一度に、全ての預貯金口座について、マイナンバーを付番できます。



2

預貯金口座にマイナンバーを付番することで、相続時や災害時の手続きが楽になります。



2025.3アップデート

認知症に備える証券口座「家族サポート証券口座」

口座開設者の認知症に対応する主な仕組み

	家族サポート 証券口座	予約型 代理人	家族信託	法定後見
事前 手続き	代理人を証券会社に 届け出		信託口座を開き家族に 任せる金融商品を移す	裁判所に 申し立て*
公正証書	必要	不要	必要	(裁判所の審判*)
売却・換金	可能	可能	可能	可能
買い付け	可能	不可能	可能	不可能

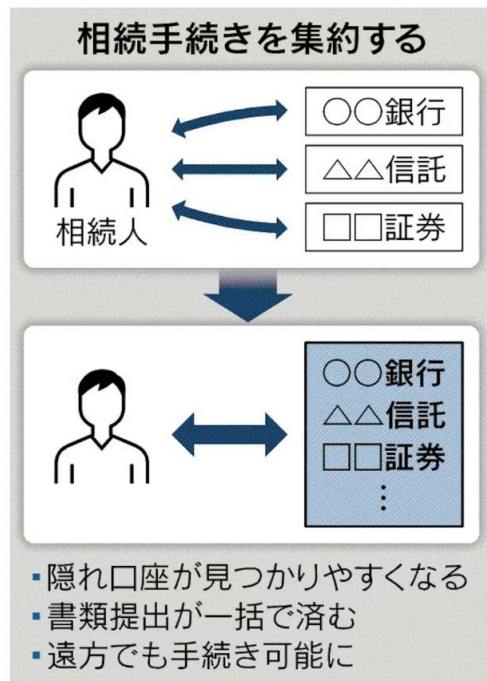
注：証券会社によって扱いが異なる場合がある。売却・換金・買い付けは本人以外の取引

*＝認知判断能力が衰えた後に行う

2025.3.20 日経新聞より引用
特徴は保有株や投資信託などの入れ替え
目的なら買付も代理人ができるという点

2026.4アップデート

銀行・証券大手7社、相続手続き共通に



2026.4 日経新聞より引用

相続人が1社に連絡すれば参加する金融機関のどこに口座を持っていたかがわかる。
戸籍謄本など資料の提出もウェブ上へのアップロードで済むため、相続人が遠方に住んでいても手続きできる。

参考) 生命保険、有価証券、所有不動産は調べられる！

✓ 生命保険→「**生命保険契約照会制度**」

ご親族等が死亡した場合、または認知判断能力が低下した場合（医師による診断が必要です）に当該ご親族等が保険契約者または被保険者となっている生命保険契約の有無を、当会の会員会社である生命保険会社に確認する制度。利用料は、調査対象となるご親族等1名につき、WEBは6,000円、書面は7,000円

✓ 証券口座→「**証券保管振替機構**」

登録済加入者情報の開示請求（以下「開示請求」）は、振替株式等に係る口座が開設されている証券会社、信託銀行等（口座管理機関）を有料で確認することができる制度。

本人請求分は1件4,400円、相続人等請求分は1件6,050円

✓ 不動産→「**所有不動産記録証明制度**」

令和6年4月1日からの相続登記の義務化に伴い、相続人において被相続人名義の不動産を把握しやすくすることで、相続登記の申請に当たっての当事者の手続的負担を軽減するとともに登記漏れを防止する観点から、登記官において、特定の被相続人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について一覧的にリスト化して証明書として交付する制度。

書面請求は1,600円。

「元気な今のうち」にできる対策 現金以外編

【保険】

医療保険や個人年金保険の請求ができるようにあらかじめ指定代理請求人を指定しておく

【不動産】

家族信託、元気なうちに売却

印鑑証明を登録しておく

【相続人のいない人、家族を後見人にしたい人】

任意後見人を検討

【その他】

マイナンバーカードの暗証番号を家族に共有しておく



5. 家族信託とは

財産の管理を信頼できる家族に託す方法

ご家族の思いを叶えるために、「信頼できる家族」が財産の管理や契約行為を行う

「**家族信託契約**」を家族の間で結ぶこと
(公証役場で公正証書を作成)

 **公的な監督はなし**

任意後見契約とは

判断能力が不十分になった場合に備えて、
ご家族等の信頼できる人に後見人になってもらう契約

任意後見人は金融機関の預貯金の出し入れ、施設の入所契約、不動産の売却等、あなたに代わって契約できます。

「任意後見契約」を家族の間で結びます
(公証役場で公正証書を作成)

 公的な監督あり

どちらがいい？

	家族信託	任意後見契約
メリット	家庭裁判所の判断が 不要 監督人も不要	ほとんどすべての事項で代理 権がある
デメリット	・信託財産の範囲でしか家族に託せない ・設定時に費用がかかる	・監督人が選任され、家庭裁判所の判断が必要になる ・継続的に費用がかかる

参考) 財産管理等委任契約とは

財産管理や身上監護を他人（家族やその他の者）に任せる契約

任意後見は意思能力低下^後に備える制度であり、

委任は意思能力低下^前に備える制度

✓ 公的な監査はなし

現在、判断能力に問題はない。ただ、自分はもう高齢であるので、今すぐにでも財産管理や身上監護を家族や他人に任せたい、という場合に契約

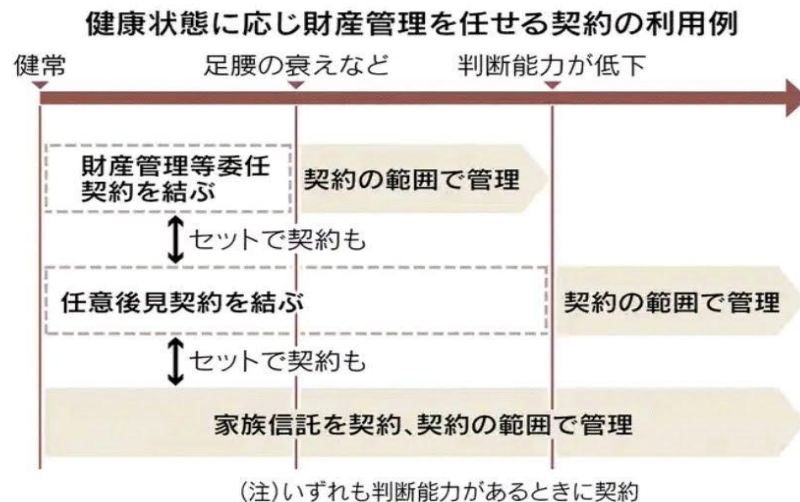
※意思能力がある内は委任契約で対応して、意思能力が低下した段階で任意後見契約を発動させるという両方セットで契約しておくのもアリ



制度の違いと流れ

日経新聞

2023.7.8より引用



財産管理等委任、任意後見と家族信託の主な内容

	財産管理等委任、 任意後見	家族信託
主な権限	契約の範囲で財産管理や 身の回りの生活支援	契約の範囲で財産を 柔軟に管理・運用
できること の例	● 預貯金の入出金管理 ● 介護施設や病院の手続き 	● 金融資産の売買 ● 賃貸など不動産の活用 

6. 地域包括ケアシステム

✓ 地域包括支援センター

高齢者の健康・生活・介護・福祉に関する総合相談窓口



保健師（または看護師など）：
健康や介護予防に
関する業務



保健師（または看護師など）：
健康や介護予防に
関する業務

社会福祉士：
総合相談や権利擁護
に関する業務



社会福祉士：
総合相談や権利擁護
に関する業務

主任介護支援専門員
（主任ケアマネジャー）



主任介護支援専門員
（主任ケアマネジャー）

✓ 社会福祉協議会

制度の枠組みでは対応しきれない細やかな困りごとや地域課題を、住民や関係者と協力して柔軟に解決する社会福祉法人



認知症対策編 今やるべきこと まとめ

- ・元気なうちに資産の洗い出し
- ・家族と資産について共有しておく（特に預金管理について）
- ・不動産は家族信託、任意後見制度など、メリットデメリットを知ったうえでうまく活用していく
- ・お子様がいない方や子供に頼れない方は第3者として頼れる人や組織を探しておく
- ・不安なことがあれば事前に「地域包括支援センター」や「社会福祉協議会」に相談

弁護士さんが実際に作成した任意後見契約の締結事例

モデルケース： 70代女性、独身、子なし、マンション保有、兄弟姉妹・甥姪がいる

【本人の不安や悩み】

- ・認知症になったら財産管理や入院手続きができるのか
- ・自分の財産を誰に残すかは自分で決めたい。寄付もしたい
- ・自分の死後、病院への支払い、葬儀等で回りに迷惑をかけたくない

→実際にとった方針

- ・姪と任意後見契約の締結（公正証書）
- ・遺言書（自筆）の作成 … 姪に多く残すつもりだが、内容は姪には伝えていない
- ・贈与契約書 … 姪には今、教育費のかかる子供がいるため
- ・死後事務委任契約 … 費用を事前に預けておく旨も記載、報酬も明記

弁護士費用
95万円

（公正証書作成費用は別途）

事前にいただいた質問①



「おひとりさま」向きは家族信託と任意後見人制度のどちらがいい？

まず、誰に託すか
託したい範囲と費用、託される人がどこまでできるかも検討が必要です



事前にいただいた質問②



家族信託を依頼できる親族の範囲は？

家族信託というのは通称、正式には「民事信託」
信託する人は家族でなくても構いません
報酬を得て業として引き受けることが信託業法上できないので、
司法書士などに頼むことはできません



事前にいただいた質問③



任意後見制度がオーダーメイドでできるようになったというが、具体的にどのように変わったのか

おそらく先ほどの新聞記事の2026年6月の法改正のことかと思います。
任意後見制度で必ずついていた監督人が例外的に選任しないことができるようになる、という案もあるそうです。
詳細はまだ法律が施行されてませんので、引き続き制度の確認が必要です



事前にいただいた質問④



独居老人の見守りサービス
身寄りがない場合頼れる人の探し方

まずはお住まいの社会福祉協議会にご相談ください。
その他、金融機関や民間法人などがあります

- ・三菱UFJ信託銀行「おひとりさまライフサービス」
- ・イオンライフ「身元保証サービス」 など

